

平成 28 年 8 月 30 日 審査会決定

行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号) 第 43 条第 1 項第 5 号の規定により次のいずれかに該当する審査請求は、大阪市行政不服審査会への諮問を要しないものとする。

- 1 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条に規定する身体障害者手帳の交付・不交付及び等級の決定についての審査請求で、次のいずれかに該当する場合
 - ア 審査請求に係る処分をしようとするときに、大阪市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会の議を経て当該処分がされた場合
 - イ 裁決をしようとするときに、大阪市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会の議を経て裁決をしようとする場合

- 2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付・不交付及び等級の決定についての審査請求で、次のいずれかに該当する場合
 - ア 審査請求に係る処分をしようとするときに、大阪市自立支援医療費(精神通院)支給認定・手帳交付審査委員会の議を経て当該処分がされた場合
 - イ 障害年金の受給を証する書類又は特別障害給付金の受給を証する書類の提出をもって精神障害者保健福祉手帳の交付申請がなされた場合で障害年金及び特別障害給付金で認定された等級をもって当該処分がされた場合

平成 30 年 2 月 27 日 審査会決定

行政不服審査法(平成26年法律第68号)第43条第1項第5号の規定に基づき、次に該当する審査請求は大阪市行政不服審査会への諮問を要しないものとする。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第1項の規定に基づく自立支援医療費の支給認定についての審査請求で、審査請求に係る処分をしようとするときに、大阪市自立支援医療費(精神通院)支給認定・手帳交付審査委員会の議を経ており、かつ、同委員会の議に基づき、心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要があるとは認められないとして、支給認定を行わない旨の処分が行われたもの。

(提案) DV 等に伴う住民票等の不交付処分等について

榊原委員より、総務第2部会において諮問実績がある次の処分について、行政不服審査法第43条第1項第5号の適用の候補とすご提案がありましたので、ご意見をいただきたいと思ひます。

1 対象として想定している処分の概要

①支援措置について

配偶者からの暴力(DV)、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者(以下「DV等被害者」という。)の方については、市区町村に対して住民基本台帳事務におけるDV等支援措置を申し出て、「DV等支援対象者」となることにより、加害者からの「住民基本台帳の一部の写しの閲覧」、「住民票(除票を含む)の写し等の交付」、「戸籍の附票(除票を含む)の写しの交付」の請求・申出があつても、これを制限する(拒否する)措置が講じられることとされています。

また、措置の必要性を判断するために事実関係の確定等を待つこととした場合、その間に申出者の住所が探索されてしまう懸念もあることから、支援措置は、申出内容について、相談機関の意見なども聞きながら、必要性を判断するスキームとされています。

参照：[総務省 | 住民基本台帳等 | 配偶者からの暴力\(DV\)、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の方は、申出によって、住民票の写し等の交付等を制限できます。\(soumu.go.jp\)](https://www.soumu.go.jp/main_content/000687389.pdf)

DV等被害者支援措置における「加害者」の考え方について
(https://www.soumu.go.jp/main_content/000687389.pdf)

住民基本台帳事務に関しては、法務省等から、昭和42年10月4日法務省民事甲第2671号・保発第39号・庁保発第22号・42食糧業第2668号(需給)・自治振第150号「住民基本台帳事務処理要領」(以下「法務省要領」という。)が示されており、上記支援措置についても、同要領に基づき全国的に運用されているところだす。

支援措置の申出については、法務省要領のp.84に記載があり、「市町村長は、その備える住民基本台帳に記録又はその作成する戸籍の附票に記載されている者で、次に掲げる者(筆者注：DV等被害者を指す。)から、コに掲げる支援措置の実施を求める旨の申出を受け付ける。」とされています。

申出を受け付けた市町村は、「申出者が、ア(ア)に掲げる者(筆者注：DV等被害者を指す。)に該当し、かつ、加害者が、当該申出者の住所を探索する目的で、住民基本台帳の閲覧等を行うおそれがあると認められるかどうかについて、警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の意見を聴取し、又は裁判所の発行する保護命令決定書の写し若

しくはストーカー規制法に基づく警告等実施書面等の提出を求めることにより確認する。この場合において、市町村長は、上記以外の適切な方法がある場合には、その方法により確認することとしても差し支えない。」とされています（法務省要領 p.85）。

以上の手続きを経て DV 等支援対象者と認められた場合、受付を行った市町村は、他の関係市町村に連絡を行い、今後、連絡を受けた市町村も含め加害者等から住民票の写しの交付請求等があった場合、下記②の通り、拒否処分を行うこととなります。

②対象となる申請及びそれに対する対応について

対象となる申請は、①住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出と②住民票の写し等及び戸籍の附票の写し等の交付の請求又は申出があり、①については、「住民基本台帳法第 11 条の 2 第 1 項各号に掲げる活動に該当しないとして申出を拒否し」、②については、「不当な目的があるものとして請求を拒否し、又は法第 12 条の 3 第 1 項各号、第 15 条の 4 第 3 項各号、第 20 条第 3 項各号若しくは第 21 条の 3 第 3 項各号に掲げる者に該当しないとして申出を拒否する。」とされています（法務省要領 p.86-87）。

なお、法務省要領については、大阪高裁平成 29 年（行コ）第 158 号同 30 年 1 月 26 日判決・判時 2375・2376 号 182 頁参照において、「国は、市町村に対し、住基法の目的を達成するため、同法の規定により市町村が処理する事務について、必要な指導を行うものとする」とされている（同法 31 条 1 項）ところ、支援措置の運用に関しては、国により事務処理要領が定められているのであるから、各市町村長は、その定めが明らかに法令の解釈を誤っているなど特段の事情がない限り、これにより事務処理を行うことが法律上求められているといえる。」と判示されています。

③請求又は申出に特別の必要があると認められる場合について

法務省要領の p.87 によれば、「請求又は申出に特別の必要があると認められる場合には、交付する必要がある機関等から交付請求を受ける、加害者の了解を得て交付する必要がある機関等に市町村長が交付する、又は支援対象者から交付請求を受けるなどの方法により、加害者に交付せず目的を達成することが望ましい。」とされており、別途、総務省自治行政局住民制度課長から、平成 30 年 12 月 3 日付け総行住第 199 号にて、「今後、市区町村においては、加害者から裁判所に提出する必要があるとの理由により被害者に係る住民票の写し等の交付の請求又は申出があり、加害者の請求又は申出に特別の必要があると認められる場合には、裁判所に直接、住民票の写し等を交付する等の方法によるのではなく、裁判所からの調査嘱託に対応する方法によること。また、加害者に対しては、住民票の写し等を交付することはできないこと及び住民票の写し等が交付されない場合の対応方法については裁判所において手続の教示を受けられることを説明した上で、具体的な手続については裁判所に相談するよう案内すること。なお、調査嘱託は民事訴訟法等に基づく手続であり、応答義務があるものと解されることから、市区町村においては、これに回答する必要があること。」との通知が発出されています。

2 大阪市行政不服審査会における答申について

上記1②記載の申請については、過去に1件諮問があり、[令和3年度答申第21号](#)において、

前提として、審査請求人は、職務上請求書において、「住民票の写し」を求めているが、処分時点で被請求人は既に大阪市から転出しており、大阪市において交付できるものは住民票ではなく除票（法第15条の2第1項において、「住民票（世帯を単位とする住民票にあっては、その全部）を消除したとき、又は住民票を改製したときは、その消除した住民票又は改製前の住民票（以下「除票」と総称する。）」とされている。）となる。よって、法第15条の4の適用が問題となり、以下、同条の適用にあたって違法又は不当な点がないか検討する。

まず、審査請求人は、弁護士として依頼を受けて住民票の写しの交付の申出を行っていることから、法第15条の4第4項の「特定事務受任者」に該当する。

そこで、次に、法第15条の4第4項の「受任している事件又は事務の依頼者が前項各号に掲げる者に該当する」か否かが問題となる。

この点、職務上請求書によれば、利用目的は「強制執行予定」であり、依頼者は被請求人に対して債権を有していることが確認できることから、依頼者が法第15条の4第3項第1号の「自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために除票の記載事項を確認する必要がある者」に該当しているようにも見受けられる。

しかし、依頼者が、法務省要領の第5-10-ア-(ア)のA～Dに該当するとして支援措置の申出を行った者との関係で、加害者とされる者であるなら、上記(1)のとおり、当該支援措置申出者を請求に係る者とする限りにおいて、法第15条の4第3項第1号には該当しないこととなる。

そこで、本件の依頼者と被請求人の関係について検討すると、**依頼者が「加害者とされる者」に該当することは、処分庁が当初受付市町村長から支援措置申出書の写しの転送を受けることにより確認しており、当該申出書の写しから、相談機関等が、被請求人について、依頼者を加害者とする「A 配偶者暴力防止法、B ストーカー規制法、C 児童虐待防止法に準ずるケース」(D)に該当すると判断したことが認められる。**

この点、審査請求人は、依頼者による加害行為について立証されていないことを主張しているため、処分庁においてどの程度の確認を要するかについて検討する。

これに関して、法務省要領によれば、「エ（支援措置申出書）の転送を受けた他の市町村長は、当初受付市町村長を経由して申出がなされたものとして、イ（支援の必要性の確認）の例により、支援の必要性を確認する。なお、この場合、当該他の市町村長においては、原則として、当初受付市町村長が支援の必要性があることを確認したことをもって、当該他の市町村長における支援の必要性もあることとする取扱いとして差し支えない。」

(第5-10-オ。括弧内審査会で補足)とされており、市マニュアルによれば、「送付を受けた区は、当初の申し出を受けた市町村が支援措置の必要性を確認したことをもって、支援措置の必要性を確認したこととする。」(5-(2))とされている。

これらのとおり、運用基準上、必ずしも処分庁自らが支援の必要性を確認することとはされておらず、現に本件においても、事件記録からは、処分庁自ら「D その他AからCまでに掲げるものに準ずるもの」(市マニュアル2-(1))に該当すると確認した事実は認められない。

この点に関し、法務省要領によれば、支援の必要性は、そもそも、「警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の意見を聴取」(第5-10-イ-(ア))すること等により確認することとされており、それによって一定の客観性が担保されているといえる。

よって、**処分庁としては、原則として、転送を受けた支援措置申出書の写しにより、相談機関等が、「A 配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるもの、B ストーカー規制法第6条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等又は位置情報無承諾取得等をされるおそれがあるもの、C 児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待を受けた児童である被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがあるもの又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがあるもの、D その他AからCまでに掲げるものに準ずるもの」(法務省要領第5-10-ア-(ア))のいずれかへの該当を認めていることを確認すれば、事実認定において違法又は不当の問題を生じることはない。**

なお、他の手段によっては住民票等を入手できず、住民票等の入手なくしては権利の実現等が困難となるような特別の事情があり、処分庁がそのような事情を看過して漫然と不交付とした場合には、個別事情考慮義務に反するとして、違法又は不当の余地が存するところである。

そこで、本件において特別の事情が認められるか否かについて検討すると、職務上請求書によれば本件における住民票の利用目的は「強制執行予定」とのことであり、そうであれば、裁判所に送付嘱託を申し立てることによって目的は達成可能であるといえる。

したがって、審査請求人の「受任している事件又は事務の依頼者」は法第15条の4第3項各号のいずれにも該当せず、特別の事情も認められないことから、審査請求人に対して法第15条の4第4項に基づき除票の写しを交付することはできないとした処分庁の判断に、違法又は不当な点は認められない。

との判断が示されているところです。

3 その他同種案件の諮問について

上記2記載の答申後、令和3年諮問第24号として、戸籍の附票の写しの不交付処分に係る審査請求についての諮問が総務第2部会に係属しているところです。

同種案件については他都市においても答申が見受けられ、本市においても、今後も審査請求が見込まれるところです。

意見交換課題2の設定にあたって、他の19政令市のHPを確認しましたが、本件について明示的に5号適用を行っている事例は見受けられませんでした。